

2008年6月25日

厚生労働大臣 舛添 要一 殿
厚生労働省保険局長 水田 邦雄 殿
厚生労働省保険局医療課長 原 徳壽 殿

全国保険医団体連合会
医科社保・審査対策部
部長 八木 秀満

厚生労働省保険局医療課の「抗議文」について即時撤回と書面による謝罪ならびに説明を求めます

2008年6月20日付けで貴「厚生労働省 保険局 医療課」から、当会「全国保険医団体連合会」に対して配達証明で「抗議文」が郵送されてきました。この文書には差出人の責任者名が記載されておらず、一体「厚生労働省 保険局 医療課」の誰の責任で出したのかが不明です。通常、何らかの抗議をすとか申し入れをする場合、責任者名の記載が無い文書は非常識です。本来であれば無視してしかるべきものですが、差出人は公的な機関の担当部局であり、配達証明まで付けて郵送されています。また内容を見ますと個人名まで上げて記載しているなど、公的機関が一民間団体に抗議の意志を示す文書としては大仰に過ぎ、意図的であり、脅しと受け取られても仕方のない文書になっています。抗議の意味を超えて、言論封じと受け取られかねない内容であり、まずこのことに抗議するものです。

抗議文は平成 20 年度診療報酬改定における外来管理加算の「見直し」に関連して、外来管理加算に係る議論を行った昨年 12 月 7 日中央社会保険医療協議会提出資料におけるグラフ資料をめぐって当会がホームページで『厚生労働省、調査データを不正流用。』と掲載している点と、全国保険医新聞（2008年6月15日号）で「明らかな不正行為であると考えられる。」と報道している点について、結論部分で「貴会のこうした誤った情報発信に強く抗議し、貴会が誤りを認め、速やかにホームページを修正し、新聞及びホームページにおいて訂正文を掲載することを、ここに申し入れる」と述べています。

貴「医療課」の抗議文は、なぜそれが誤りなのかの理由を中段で述べています。

しかしその理由として述べている文面は、明らかな事実を記載していません。その点について以下指摘します。

第1に「当省が行った時間外診療に関する実態調査」とありますが、この調査の調査用紙を見ますと、「平成 19 年度厚生労働省委託事業」として「みずほ情報総研株式会社」に委託して実施したものです。従って「当省がみずほ情報総研株式会社に委託して行った時間外診療に関する実態調査」と記載するべきものです。

第2に「当省が行った調査については、医療機関に対し調査への協力を依頼する文書において『今後の診療報酬改定の検討資料とすることを目的に・・・実施することとなりました。』とし、平成 20 年度診療報酬改定における検討で用いることを明確にして実施したものであり、調査の結果を外来管理加算の検討に用いることについては、何ら不正使用に当たるものでないことは明らかです。」と述べていますが、調査時点では厚生労働省の『時間外診療に関する実態調査』ご

協力のお願い」文書とは別に、みずほ情報総研株式会社が作成した「平成 19 年度 厚生労働省委託事業 時間外診療に関する実態調査へのご協力のお願い」との文書が併せて調査対象医療機関に送付されています。「抗議文」では「平成 20 年度診療報酬改定における検討で用いることを明確にして実施した」と述べていますが、みずほ情報総研株式会社が作成した「ご協力のお願い」の文面は、「このたび厚生労働省では、今後の時間外の診療体制のあり方を検討するため、時間外診療に関する実態調査を行うこととなりました。」と述べています。さらに回答期限が 8 月 10 日であることや、「患者向け調査へのご協力も賜りますよう」と記載されており、当然受け取った医療機関としては、具体的な内容が盛り込まれているみずほ情報総研株式会社が作成した文書を見て回答することになりますので、「平成 20 年度診療報酬改定における検討で用いることを明確にして実施した」ことにはなりません。付け加えていえば、厚生労働省、みずほ情報総研株式会社それぞれが作成した文書は、ともに表題が「時間外診療に関する実態調査」となっています。受け取った側としてはこれがまったく目的の異なる「外来管理加算の『見直し』」に使用されるとは考えません。「回答いただいた情報については取り扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ございません」と記載してある点からみても、むしろ事実が時間外診療に関する実態把握とあり方の検討のために行うことを「明確」にして行われた調査であることは誰の目から見ても明らかです。

第 3 に全国保険医新聞の記事について、「抗議文」は「『今後の時間外の診療体制のあり方を検討するため』については、そもそも誤った開示資料の文言をそのまま用いて執筆しています。」とありますが、この引用はみずほ情報総研株式会社が作成した文書から引用しているものです。従って「誤った開示資料」からの引用ではありません。貴保険局医療課の森光敬子課長補佐は、みずほ情報総研株式会社の文書について「あくまで、みずほ情報総研株式会社の文書なので、厚生労働省が不正流用したことにはならない」という趣旨のことを述べたそうですが、当会がみずほ情報総研株式会社の担当の方に電話でお聞きしたときに「厚生労働省様には、しっかり確認しました」と述べています。「そもそも誤った開示資料の文言をそのまま用いて執筆しています。」と思いを違えて述べているのは、みずほ情報総研株式会社の文書と「そもそも誤った開示資料」の文言がほぼ同じだからです。ようするに、みずほ情報総研株式会社の文書は厚生労働省が指示をして作成させた文書ではありませんか。「今後の診療報酬改定の検討資料とすることを目的に・・・実施することとなりました。」との「正しい」文書を作成したときに、みずほ情報総研株式会社に修正の指示をしていなかったのではありませんか。

第 4 に「抗議文」は、「単なる事実誤認の域を超え、意図的に誤った情報を流布したものであると言わざるを得ません。」と述べていますが、以上縷々述べた事実からすれば、厚生労働省保険局医療課こそが事実誤認しているのであり、当会にこのような「抗議文」を配達証明つきで送りつけてきた責任をどのように取るのでしょうか。

第 5 に当初開示された資料が「そもそも誤った開示資料」だったなどということは、正規の手続きを行い開示請求した当会としては信じられない事態であり、本来あってはならないことです。当会が実際に配布された資料と見比べて違いに気がつかなければ、誤りのまま過ぎてしまうところだったのです。この点の謝罪は当然であり、今後二度とこのようなことがないように対策をとるべきです。

またこの件に関して「・・・謝罪し、再三ご説明した・・・」と述べていますが、当理事は開示さ

れた文書と実際の文書が異なるので、その理由ならびに5分ルールに関する疑問点を問うために電話したものであり、貴保険局医療課の担当課長補佐とお話しさせていただいた際に、「あくまで情報収集の担当であり、本件の担当ではない」事を複数回にわたってお伝えしています。にもかかわらず、勝手に「本件を担当する」とし、個人名まで挙げているのは意図的恫喝行為であると言われても仕方のないものではないでしょうか。また、開示請求は当会会長名でなされており、謝罪は、担当でない本人が述べている当理事に対してではなく、当会会長に対してなされるべきものであります。

当会は上記の点から、今回の厚生労働省保険局医療課の対応でこの「外来管理加算の『見直し』」が、正確な調査に基づいて、調査結果をエビデンスに基づきしっかりと検討し、正しい結論を導き出すためのものであったとは到底いえないとの思いをますます強くしました。これは医療機関のみならず、苦勞して検討された中央社会保険医療協議会の委員の諸先生方に対しても誠意ある対応であったとは到底言えないものです。

調査内容自体も、「時間外診療に関する実態調査」にみあった調査票となっており、外来管理加算の新たなルールを確立するため診療実態を正しく把握し、誤りのない調査結果を示すものは当然なっておらず、そのようなデータを使うこと自体に問題があったと言うべきです。

また中央社会保険医療協議会に示されたヒストグラムのデータは「診療時間」を示していたにもかかわらず、実際の改定では「診察時間」（医師が対面している時間）で規制をかけています。

結果として厚生労働省が当初見込んだ以上のマイナス影響が4月改定以降出ており、不審と怒りの声が多く医療機関から出されています。当会に抗議文を出す前に、このような事態を招いた理由と事実経過を明らかにするべく説明責任を果たすべきではなかったでしょうか。

中医協における意思決定がこのような意図的な改変によってねじ曲げられたことは誠に遺憾であり、このような問題のある経過をたどった今回の5分ルールの導入をおこなった厚生労働省に対して断固抗議するとともに、外来管理加算の5分ルールの即時撤廃を要求するものです。

あわせて今回の「抗議文」に対して強く抗議するとともに、即時撤回と書面による謝罪ならびに説明を求めます。

以上